名古屋港管理組合公報

令和元年8月1日

(木曜日)

第6号

		目	次	
	告	示		
○利用料金の承認			2	
	雑	報		
○職員の人事異動			2	

告示

名古屋港管理組合告示第29号

次の港湾施設は、令和元年7月8日から次のとおり変更した。 令和元年8月1日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 係船岸壁 用途区分を定めた岸壁 変更前

 \bigcirc

 \bigcirc

	用途			エプロ		標準係	船能力	制限荷重		
名称	区分	位置	延長	ン幅	水深	船舶の総沙数	バース 数	(1平方 メートルあ たり)	備	考
3号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 南側	メートル 210	メートル 20	メートル 10	トン 20,000	バース 1	キロニュートン		
5号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 西側	メートル 65	メートル 11~15	メートル 4.5	トン 500	バース 1	キロニュートン		

変更後

名称	用途区分	位 置	延長	エプロ ン幅	水深	標準係 船舶の 総 沙数	船能力 バース 数	制 間 (1平) ル ト り た り	備	考
3号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 南側	メートル 290	メートル 20	メートル 10	トン 20,000	バース 1	キロニュートン		
5号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 西側	メートル	メートル 11~15	メートル 4.5	トン 500	バース 1	キロニュートン		

名古屋港管理組合告示第30号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認(平成30年9月14日告示第35号)は、令和元年9月30日限り廃止する。令和元年8月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分 利用の 区分				利用料金	
ゴ	ゴルフコース	平日	1人1回につき	一般	6,570円
ルフ			18ホールまで	上記利用に対する追加9ホール	2,200円
場			1人1回につき 9ホールまで	一般	3,280円
		土曜日、	1人1回につき	一般	11,660円
		日曜日及び 休日	18ホールまで	上記利用に対する追加9ホール	3,520円
			1人1回につき 9ホールまで	一般	5,830円
	カート(乗用式)		1人1台につき18	1,500円	
			上記利用に対する	750円	
			9 ホール利用	750円	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
 - (1)ジュニア
 - (2)シニア
 - (3)満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒(高校生まで)をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 1人1回につき18ホールまでを 2人で利用する場合は1,100円をゴルフコース利用料金に加算する。(指定管理者が指定する期日を除く。)。
- 6 1人1回につき 9 ホールまでを 2人で利用する場合は550円をゴルフコース利用料金に加算する。(指定管理者が指定する期日を除く。)。

雑報

新	III	氏 名		
依願退職	企画調整室理事(総合調整担当)	吉 永 宙 司		
(7月8日)				
企画調整室理事 (総合調整担当)	新規採用	小 澤 康 彦		
(7月9日)				

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合